

増え続ける子ども虐待、私たちにできることは
～発見、対応から支援、予防まで～

2016.01.26
萬 屋 育 子

I 児童相談所の現状、役割

1 児童相談所の現状（根拠法令：児童福祉法 昭和22年成立）

児童相談所の仕事は戦災孤児、引き揚げ孤児等の保護から始まった

対象：0歳から18歳（必要によっては20歳）まで

相談内容：時代によって変遷し、どの相談をどのように行うかは各県、各児童相談所によって様々
主な相談種別は養護相談、障害相談、非行相談、育成相談など

2000年（H12年）「児童虐待防止等に関する法律」ができた。

全国の児童相談所の虐待相談件数は増え続けている。心理的虐待の割合が増加している。

1990年（H2）1101件 2000年（H12）17725件 2014年（H26）88931件

虐待相談は第三者からの通報からはじまることが多く、関わりや対応が困難である。

保護者が「しつけ」「教育」だと考えていても、子どもにとって有害であれば虐待となる。

2 児童相談所の役割、権限

児童福祉法（昭和23年1月1日施行）

- ・要保護児童発見者の通告義務（第25条） *平17.4から市町も通告を受ける
- ・保護者の同意による施設入所、里親委託など（第27条第1項第3号）
- ・保護者の児童虐待等の場合の措置（都道府県）家庭裁判所に施設入所承認の申立てをする（第28条）
- ・立入り調査（都道府県知事）（第29条）
- ・児童の一時保護（児童相談所長） 必要と認めるときは一時保護を加えることができる（第33条） *保護するタイミングは様々
- ・親権喪失宣告、親権停止の審判請求（児童相談所長） 家庭裁判所に申し立てをする（第33条の7項）

*民法834条：虐待、悪意の遺棄、親権行使が著しく困難又は不適當な場合

施設入所・退所の判断、入所中の出来事、退所の決定などすべて児童相談所の権限である。

児童相談所の業務は多種多様に渡っているが、子どもの福祉、利益もっと端的には安心・安全を優先させる強い権限が児童相談所長に与えられている。

3 いまなお子どもの虐待（死亡も）は続いている——厚生労働省が死亡事例を検証

- * 虐待相談件数は年々増加しているが、心中以外の虐待死亡事例は横ばいから減少へ
- * 死亡している子どもの年齢は0歳児・0ヶ月・0日が多い
- * 親の自殺に巻き込まれたり、母の精神不安に周囲が気づかずに子どもが犠牲になっている
- * 「泣きやまないのにカッとして」揺さぶり、死亡、重篤な状態となってしまう
- * チョットした親の不注意（子どもだけの留守番、車に乗せたままなど）での死亡
- * 関係機関が通報せずに重篤な状況となる（今でもたまにある）
- * 児童相談所へ通報したにも関わらず死亡する事例が残念ながらある、あった
- * 乳児院、養護施設退所後あるいは一時保護後のフォローが十分ではなく死亡となった

II 児童相談所の「赤ちゃん縁組」の取り組み

1 社会的養護の現状

- 保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、乳児院、児童養護施設、里親等で養護を行う。対象児童は、約4万6千人。
- 子どもの権利条約第20条【家庭環境を奪われた子どもの養護】
代替的監護には、特に里親委託、イスラム法のカファーラ、養子縁組又は必要な場合には児童の監護のための適当な施設への収容を含むことができる。
- 遅れている日本の社会的養護←国連から勧告をうけている
日本では、施設：里親の比率が9：1、施設養護への依存が高い現状にある。厚生労働省は施設小規模化、里親、ファミリーホームへの委託など家庭養護推進を図っている。
- 児童人口が減少しているにも関わらず、要保護児童が増加している。児童相談所の虐待相談の増加に伴い、虐待を受けた児童の施設入所も増えている。
- 児童養護施設内で入所中の子どもが暴力・性暴力の加害者、被害者になることがある。平成21年度から児童相談所へ報告。施設内の暴力をなくすことは施設の大きな課題。
- 施設退所後、親・保護者の支えなしに社会で生きていくのは極めて困難な状況。大学進学率は極めて低い、高校中退者は18歳前に施設から出ていく。

2 赤ちゃん縁組（愛知県の新生児里親委託）

① 赤ちゃん縁組（新生児里親委託）の特徴

- ア 妊娠中からあるいは妊娠直後から相談に乗る（×生まれてから来てください）
- イ 実方が将来にわたって育てられないときには乳児院を経ずに里親へ委託する
- ウ 一定期間養育後、特別養子縁組をすることが前提
- エ 名付け親はほとんど養親希望者（生みの親の了解あり）

② 赤ちゃんを迎える里親夫婦の条件：里親制度は子どものための制度である（児童福祉法）

- ア 夫婦の年齢おおむね40歳まで
- イ 男女選ばない
- ウ 生む側の事情不問
- エ 赤ちゃんの障害、病気については未知
- オ 適切な時期に真実告知をする など

③ 特別養子縁組は民法第817条の2～11に定められている

- * 1988年(昭和63年)に新設された子どものための養子縁組制度
⇒きっかけは1973年(昭和48年)菊田医師事件、ニセの出生証明を出していた
- * 生みの親との法的関係は終了する、戸籍欄は「長女、長男」と記載される、6歳までの子どもが対象、縁組成立後離縁はできないなど

④ 経緯と実績

- * 愛知県産婦人科医会は「赤ちゃん縁組無料相談」で1976年(昭和51年)～1997年(平成9年)の間に1255組の親子を誕生させた。
- * 1982年(昭和57年)産婦人科医会の手法に愛知県内の児童相談所で児童福祉司をしていた矢満田篤二氏は徹底して「子どもの視点」を加え、新生児の里親委託をした。県内の児童相談所に徐々に広まった。
- * 平成23年3月厚生労働省が「里親委託ガイドライン」を出し、その中で愛知県の新生児里親委託の方法は「愛知における取り組み例」として全国に紹介された。
- * 昭和57年度から平成26年度まで新生児里親委託の実績は183組。
- * 「赤ちゃん縁組」の伝達講習会をNPO法人CAPNAが平成24、27年に全国児童相談所向けに実施、全国に広がり始めている。

3 出会った事例

- ① 中学生、高校生の妊娠・出産(同世代同士の関係、性的虐待の場合もあり)
- ② アルバイト先で妻子ある男性と交際し別れた後妊娠判明した専門学校生
- ③ 離婚後複数の男性と性関係をもち妊娠した30代女性、子の父は不明
- ④ 養護施設を退所した少女が生まれてくる子を育てられないと来所
- ⑤ 性暴力による妊娠、出産間際にやっと親に打ち明けた高校生
- ⑥ 近親姦(父—未成年の子、兄—妹など)による妊娠、出産も

4 熊本・慈恵病院「こうのとりゆりかご」のとりくみ

- * 平成19年5月開設から平成27年3月までに112人預かった。大半は熊本県外、新生児がほとんど。ゆりかごに預けられた子どもは遺棄児童として乳児院に入所する。
- * 電話相談を24時間、365日受けている。年間700件以上、深刻な事態へ対応している。特別養子縁組に結びついた相談が200組以上。
- * 匿名性：子どもの命を守ることを最優先。

III 保護した子どもたちに安心安全な生活を一児童養護施設での取り組み

1 児童養護施設の現状

- * 保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童が生活している。
- * 大規模施設が多く、子どもの年齢は2歳～18歳(20歳まで延長可)まで幅広い。

- * 家庭の事情は様々。正月、お盆の休みに家庭帰省できない児童が増えている。
- * 入所期間も様々。乳児院から移ってきた子もいる。中学生で保護され、入所する子もいる。
- * 職員は変則勤務。職員配置は子ども 5.5 人に対して職員 1 の割合。ケア不足は否めない。

2 子どもたちの安心安全は？

- * 残念ながら施設の中で様々な問題が起きている。
子ども問題行動（子ども同士のけんか・暴力、職員への暴力、万引き、盗み、不登校、無断外出など）頻発。職員から子どもへの暴力も起きている。
- * 問題行動が収まらないときは施設変更、あるいは里親へ。家庭に帰ることも。
- * 傷害事件、死亡事件が起きている。
- * 有効な対応策がとられずに今に至っている。

3 安全委員会方式について

- * すべての暴力にきちんと対応し、暴力を未然に防ぐやり方。
- * すべての暴力とは「大人から子どもへの暴力」「子どもから大人への暴力」「子ども同士の暴力」、顕在化している暴力（見えている暴力）、顕在化していない（見えてない暴力）。
- * 合言葉「たたくな、けるな。口で言おう、やさしく言おう。相手が悪くてもたたいてはいけない。」
- * 養護施設単位で児童相談所職員、小・中学校の先生、地域の民生委員、研究者など外部の人を入れて「安全委員会」を作り、施設内で起きる暴力問題を審議する。
- * 職員はすべての子どもたちから毎月暴力についての聞き取りをする。「力の差のある暴力」は安全委員会に挙げる。安全委員会で審議して子どもへの対応を決める。
- * 安全委員会方式は「組織を挙げて暴力をなくし」「モニターしつつ支援する」仕組み。
- * 全国 600 カ所中 18 施設が導入している。愛知県内で 3 施設、さらに今年度中に 2 か所の施設が導入を決めている。
- * 導入した施設では子どもたちの関係が穏やかになり、子どもたちは落ち着いた生活を送っている。
- * 安心安全が保障されると子どもたちは成長のエネルギーが出てくる。
- * 合言葉で暴力にかわる行動をすることは将来虐待親にならないための練習であり、職員による毎月の聴き取りは大人への信頼関係を作り、相談する力を養っている。
- * 学校の「いじめ問題」対応のヒントにならないだろうか。

IV 私たちにできることは

1 なぜ虐待するのか

- * 多くの人は虐待状況までならず子育てをしている
- * All parents want to be good parents. (あらゆる親はいい親になりたいと思っている)
- * 虐待する親、保護者は経済的困窮、夫婦不和、母の精神不安、親の生育歴、アルコール依存、地域・親族からの孤立などいくつかの困難をかかえている

- * 子育ての早い時期に適切なサポートがなされたら虐待状況にならずにすむ
⇒妊娠期、出産直後から関わることの重要性

2 虐待を受けた子どもは

- * 対人関係に支障をきたし、身体的・精神的発達が遅れ、自尊感情が低くなりがち。脳の発達にも影響をあたえ、一生を支配する。自尊心が低く、自立が困難となりがち。
- * 乳幼児：親の前でおどおどしている、泣かない、表情が乏しい、乱暴な言動など。
- * 小学生：落ち着きがない、感情の起伏が激しい、孤立しがち、乱暴な言動など。
- * 中学生以降：問題行動が目立ってくる、家出、深夜徘徊、自傷・他害行為など。
⇒地域に心配な親、子どもがいたら市役所、児童相談所へ相談。
⇒保育園、幼稚園、小・中学校等で不審なけが、傷のある子どもがいたら市役所、児童相談所へ

3 子育てはたいへん、でも明日への希望

子どもの権利—しあわせに生きること、生まれてきて良かったと思えること、親しい人とりわけ親に「好きだよ、愛しているよ」といってもらえること、何にも考えずにご飯を食べ眠れること、無限に時間があるように思えること等々。

「家族する努力」が必要、「あなたと出会えてよかった」の関係を作りましょう。

子どもも大人も「この地域で生活できて良かった」と思える地域づくりを。

参考資料

「社会的養護の課題と将来像の実現に向けて」（厚生労働省 平成 27 年 10 月 24 日）

「夢が持てない—日本における社会的養護下の子どもたち」ヒューマン・ライツ・ウォッチ
おすすめ本

「しつけと体罰」森田 ゆり著 童話館出版

「暴力は絶対だめ！」アストリッ・リンドグレーン 石井登志子訳 岩波書店

『赤ちゃん縁組』で虐待死をなくす 矢満田篤二 萬屋育子 光文社新書

DVD

繰り返される児童虐待「なぜ子どもを守れなかったか」

北海道クローズアップ 2009 年 6 月 15 日 NHK 旭川放送局

子育て応援④「特別養子縁組子どもたちの幸せのために・・・」

2015 年 10 月 20 日 中京テレビ News every

今日社会が子どもを守り、明日子どもが社会をつくる

(家庭養護促進協会スローガン)